

## 報告に当たって (北九州市人事委員会委員長談話)

本日、北九州市人事委員会は、市議会及び市長に対し、本市職員の給与等に関する報告を行いました。

人事委員会による給与勧告制度は、地方公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、本委員会はこれまで、本市行政職職員と市内民間従業員の給与水準との均衡を図ることを基本に勧告を行ってきたところです。

本年も、例年同様の方法により、本市行政職職員とこれに相当する市内民間事業所の事務・技術関係職種の従業員の本年4月分給与を比較したところ、本市職員の給与が民間従業員の給与を169円(0.04%)下回っていました。

本委員会は、この較差は小さく、おおむね均衡していると判断し、昨年を引き続き、給与を改定する勧告は行わないことにしました。また、期末・勤勉手当(特別給)についても、公民の支給月数は均衡していると判断しております。

このほかに、「これからの人事・給与制度」、「雇用と年金の接続」、「公務能率の向上と服務規律の保持」、「職員の心の健康づくり」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」について、本委員会としての基本的な考え方を述べております。

現在、本市においては、地方公務員の給与に係る国からの削減要請や本市の非常に厳しい財政状況等を考慮し、職員の給与の減額が行われていますが、職員の給与の減額が終了する平成26年4月以降の本市職員の給与については、人事委員会勧告制度の意義や役割を踏まえ、適切な対応を望みます。

また、職員各位におかれては、給与の減額が行われているところですが、市民の信頼と期待に応えるよう、一層職務に精励されるように要望します。

平成25年9月24日

北九州市人事委員会

委員長 河原 一 雅